

第2章 専門家派遣事業

第1節 専門家派遣事業の概況

昭和40年度における専門家派遣事業費の予算総額は45,670万円である。このうち専門家が現地において技術指導上必要とする携行機材の予算額は5,980万円である。

専門家等の派遣実績は、本人248名、家族は103家族であり、これに要した経費は携行機材費の実施額4,701万円を含め合計44,293万円である。新規派遣専門家は154名であるが、昭和39年度より継続した専門家は94名であり、計画別の明細は次の通りである。

区 分		昭和39年度より 継続した専門家	新規派遣専門家
1. コロンボ計画	短 期	13(名)	36(名)
	長 期	54	62
	計	67	98
2. 中近東・アフリカ計画	短 期	2	7
	長 期	6	14
	計	8	21
3. 中 南 米 計 画	短 期	3	9
	長 期	8	6
	計	11	15
4. その他アジア地域等 計画	短 期	6	19
	長 期	2	1
	計	8	20
計	短 期	24	71
	長 期	70	83
	計	94	154

全体として専門家の任期は長期化の傾向にあり、これは特にコロンボ計画地域においていちじるしく、同地域における新規派遣専門家98名のうち62名をしめ、その長短の比率はほぼ6対4となり、総数の63%をしめている。

コロンボ計画地域、中近東・アフリカ地域、中南米地域およびその他アジア地域等における専門家派遣実績の比率は依然としてコロンボ地域に対するそれが極めて高く、今後ともこの傾向は続くものと思われる。

即ち、新規派遣専門家総数は154名であるが、コロンボ地域は98名で64%、中近東・アフリカ地域は21名で14%、中南米地域は15名で9%、その他アジア地域等は20名で13%である。

次に業種別に派遣専門家をみるならば次のようになる。

	農水産	土木建設	重工業、鉄鋼機械	鉱業	軽工業	化学工業	電気水道	運輸陸運港湾	電気通信、ラジオ、テレビ	医療	経営技術	教育	経済計画等
コロンボ地域	35	6	1	3	5	0	3	4	15	21	1	3	1
中近東・アフリカ地域	4	0	1	0	6	0	2	2	2	4	0	0	0
中南米地域	1	6	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	2
その他アジア地域等	3	2	0	10	1	0	0	2	0	0	2	0	0
計	43	14	2	15	12	0	7	8	19	25	3	3	3

計画全体からみた業種別専門家の数字は上述の通りであるが、やはり農水産関係が多く43名をしめ、医療関係25名および電気通信・ラジオ・テレビ19名の順となり、以下主なものとしては鉱業15名、土木建設14名、軽工業12名となっている。

農水産関係への依存度はまだまだ強いが、医療、電気通信・ラジオ・テレビ、鉱業、および軽工業分野ののびがいちじるしいことが最近の傾向としてあげられる。

昭和40年度の専門家派遣事業実施の結果は、地域的にはコロンボ計画地域が派遣数において断然多く98名で全体の64%となれば以上をしめ、中近東・アフリカ地域とその他アジア地域等はそれぞれ21名および20名とほぼ同数をしめているが、中南米地域が15名と全体の9%をしめているにすぎないことが数字的

に示されている。

業種別にみるならば、全体としては農水産業が43名と首位をしめ、以下、医療、電気通信・ラジオ・テレビ、鉱業、土木建設、軽工業の順となり農水産業の首位は前年度（新規派遣専門家総数85名のうち23名にて27%）にひきつづき動かないというところであるが、特に前年度に比し、医療、電気通信・ラジオ・テレビ、鉱業および軽工業ののびがいちじるしい。（前年度、医療は21名にて4名増、電気通信・ラジオ・テレビは15名にて4名増、鉱業は8名にて7名増、軽工業は10名にて2名増）ただ、重工業部門が全体でわずか2名にすぎず、化学工業が皆無であるという事実は注目してよい。

新規派遣専門家の国別実績をみると次のようになる。

1. コロンボ地域

アフガニスタン	5名	マレーシア(マラヤ)	2名
カンボディア	24名	ネパール	11名
セイロン	4名	パキスタン	11名
インド	7名	フィリピン	4名
インドネシア	4名	シンガポール	1名
韓国	3名	タイ	15名
ラオス	5名	ヴェトナム	2名
			計 98名

カンボディア、タイ、パキスタンおよびネパールが多いが、カンボディアについては農・畜・医3センターのコロンボ計画への切かえに伴う増であり、タイについては協定終了後の電気通信訓練センター引継ぎ専門家の他、医療関係およびラジオ・テレビ関係の専門家の派遣が多かった。

パキスタンも同様に同国のテレビ開局に伴うテレビ関係専門家の派遣が多く、これに加うるにデガリ炭鉱および農業センターの引継ぎ専門家の派遣が増加の原因となっている。

ネパールについては、巡回診療団8名の派遣がその増加の原因となっている。

2. 中近東・アフリカ地域

アラブ連合	陸稲1名, 土質力学および水理各1名	3名
イラン	センター引継ぎ専門家4名, 冶金機械工学1名	5名
ケニア	センター要員1名, 医師・看護婦4名	5名
ニジェール	超短波無線装置	2名
シリア	鶏病	1名
タンザニア	竹利用	1名
トルコ	ダム設計1名, 発電計画1名, 漁業2名	4名
計		21名

3. 中南米地域

アルゼンティン	地質	1名
ブラジル	水力発電1名, 稲作1名	2名
コロンビア	火山活動調査	3名
エクアドル	地質	1名
エル・サルヴァドル	工業高校自動車機械	1名
メキシコ	電信自動交換1名, 海上無線1名	2名
ペルー, チリ	地殻変動測定	4名
トリニダード・トバゴ	中小企業コンサルタント	1名
計		15名

4. その他アジア地域等

中 華 民 国	18名
E C A F E (パキスタン1名, タイ1名)	2名
	計 20名
	総 計 154名

なお最後に、本年度の専門家派遣事業の特色としてあげられることは、海外技術訓練センター協定終了後の業務に関係した専門家の派遣が多かったことである。

即ち、協定終了後のセンター業務引継ぎのための専門家派遣と運営中のセンター業務に協力する専門家の派遣である。

引継ぎ専門家として次の各センターに計20名を派遣した。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) タイ電気通信訓練センター | 4名 |
| (2) アフガニスタン小規模工業訓練センター | 4名 |
| (3) セイロン漁業訓練センター | 3名 |
| (4) 東パキスタン農業機械化訓練センター | 4名 |
| (5) ケニア小規模工業訓練センター | 1名 |
| (6) イラン小規模工業訓練センター | 4名 |

また、上記引継ぎ専門家とは別に運営中のセンター業務に協力するためインド農業センターの農業技術巡回指導班5名およびタイ電気通信訓練センターの据付配線整備に2名、マイクロウェーブ部門に1名、電話部門に1名、合計9名の専門家を派遣した。

カンボディア農・畜・医3センターについてはそれぞれ役務契約の終了後、コロンボ計画にてひきつぐこととし、農業センターについては10月1日をもって9名の専門家をコロンボ計画専門家として切りかえ、継続派遣した。

畜産センターは、11月1日より5名の専門家をコロンボ計画に切りかえ継続派遣すると共に、あらたに豚飼養専門家1名を派遣した。

医療センターについては、同様に5月10日より1名をコロンボ計画によりひきつづき継続派遣すると共に、3名の医師およびX線技師1名をあらたに派遣した。

第2節 専門家派遣事例

1. コロンボ計画

(1) 韓国派遣港湾専門家

鶴田千里氏（運輸省港湾研究所水工部長）および須田熙氏（運輸省第二港湾建設局横浜調査設計事務所次長）

韓国政府は現在経済自立を目指し、1962～66年にわたる第1次経済5カ年計画を実施中である。特に力を入れているのは重化学工業の分野で、これはとりもなおさず臨海工業地帯の造成へとつながるものである。両専門家は、主として臨海工業地帯の中心となる港湾の計画、調査、設計、施工、研究の各分野にわたり技術指導を行なった。

業務内容としては、鎮海港基本計画書の検討、庇仁港基本計画書の検討、庇仁港の新計画の策定提出、三千浦港湾計画の策定提出、墨湖港セメント埠頭の計画策定提出、仁川港第二ドック計画書の検討等多岐にわたっているが、他に韓国政府の「技術振興5カ年計画」に協力し港湾技術の振興計画書を提出した。

又、蔚山港の土質調査を実施したが、同港の問題点の一つは大和江の流出土砂による航路泊地の埋没であるので、これが解決のため水理模型実験施設の実施設計を行ない、実験の方法論についての詳細なる説明書を添付の上、報告書として韓国政府に提出した。

特に、今回の両専門家の業務のうちでハイライトとでもいうべきものは、蔚山港の土質調査等同港をめぐる技術指導である。

蔚山港は一大臨海工業地帯として脚光をあびている港であり、現在20,000トン1バースの建設と航路泊地の浚渫が実施されている。

現在建設が計画されている主要工場は、第1精油工場、第3肥料工場、第5肥料工場、アルミ工場、製鉄所、火力発電所等である。

現在未定である製鉄所、火力発電所を除いても商港用も含め必要な港湾施設は20,000トン2バース、15,000トン2バース、5,000トン1バース、物揚場200m、導流堤2,400m、護岸1,600m、航路・泊地浚渫1,000万 m^3 である。これらに関連して荷役機械上屋、臨港道路が必要となり、工費総額約27億円を要し、製鉄所用としては40,000トン2バース、20,000トン3バース、15,000トン1バース、5,000トン1バース、物揚場85m、護岸250m、浚渫350万 m^3 が計画されている。これに要する経費は約23億円である。

現在、20,000トン1バースが約80%完了、泊地航路浚渫は300万 m^3 が完了している。

韓国における一般港湾は建設部国土保全局港湾課が事務担当であるが次の港湾は国の直轄事業である。墨湖、浦項、釜山、麗木、木浦、齊州、仁川、群山、長項。

臨海工業地帯として開発される港湾は（蔚山、庇仁、鎮海）建設部特定地域局施設課が直轄事業として港湾施設の建設を実施している。

（2） ラオス派遣農業専門家

ラオスに対する農業協力はかねてよりモデル農場設置を中心として関係方面にて討議されてきた。

昭和38年に当事業団よりコロンボ計画専門家として派遣した財団法人東京学徒農園育英会理事長森徳久氏は、戦前よりラオス等仏印3カ国の農村研究に身を投じ、戦後も二度にわたり同地方を歴訪し、特にラオスの南端ボロベン高原の開発に関心をもっていたが、調査の結果ボロベン高原の開発のさきがけとしてまずラオスの首都ヴィエンチャンの近郊に日本とラオスの農業青年の研修農場の建設を計画し、同計画案をラオス政府に提出ののち帰国した。その後森専

門家の計画等はラオス政府のうけ入れるところとなり、在ラオス日本国大使館を通じ日本政府あてコロンボ計画による技術援助をうけたいとして専門家5名の派遣を要請してきた。

しかしながら現地日本国大使館および外務省の感触としては、政府ベースに基づく技術協力としてその実施方を考慮しているが、予算との関係および技術協力として考えた場合本件に関するラオス政府の要請をそのまま受入れることは不可能であるとの結論に達し、その後の経過をみた上で可否を決定することになった。

しかし、一方上記森氏は種々関係方面に働きかけた結果、民間よりの協力態勢もほぼ整う見通しとなり、その実施機関として日・ラオ開発協力会も発足のはこびとなったため、当事業団は外務省とも打ち合せの結果、本件に関してはさきにラオス側より要請あった農業専門家の派遣と機材費の一部を負担するという形をもって本件に協力することとし、とりあえず、昭和40年度においては森義久、関正一、および足立潤の3専門家を派遣した。

機材については、本年7月設立された上記日・ラオ開発協力会がラオス政府と締結予定の協定によって同会が提供することとしたが、本年度は同協会が第一次分として所要農機具および肥料の調達を行ない、事業団は不足額100万円を援助し、総計200万円相当の機材を送付した。

なお、本農場はヴィエンチャンより23Km北方のタゴン地区に総面積120haをもって設立され、現在はとりあえず28haの開墾整地作業を開始した。

(3) パキスタン派遣手織専門家

中島敏夫氏を一時帰国せしめたのち、再派遣した。

同専門家はパキスタン産業開発第2次5カ年計画に基づくEPISIC（東パキスタン中小企業公社）のCommon Facility Centerの設置計画策定に従事しているが、本件プロジェクトの概要および背景は次の通りである。

東パキスタンの手織産業は農業の次に重要な産業である。東パキスタンには約38万台の手織業者が存在するが、手織業の水準は非常にひくく、それを一日

も早く世界の水準に到達させることは東パキスタン政府の目下の急務であり、これがため同政府は、中小企業の設備管理、経営管理および技術指導を行なうところの全額政府出資による EPSIC を設立した。

中島専門家は、上記 EPISIC が特に手織業改良のため計画した第2次5カ年計画（1960年7月～1965年6月）に基づく Common Facility Center（手工業育成センター）7カ所の建設計画の立案を主要業務とし、これら7カ所の CFC 設立に伴う必要設備および機材等の品目リストの作成、入札、買付に際しての仕様書の作成、運搬、据付、組立て、試運転等多岐にわたる業務の計画書立案にたずさわってきた。

上記7カ所の C F C に設置する繊維機械類の大半は、日本より購入される予定のものであり、すでに一部は日本側商社が落札し、印・パ紛争により船積が遅延しているが他は船積をほぼ完了している。

（東パキスタンの手織業の密集地と目される7カ所のセンターとは (a) Tanzil (b) Shovaromp (c) Kumarkholi (d) Shahzadpm (e) Bhoirab Bazar (f) Barisal (g) Chawmohani の各センターをさし、1センターあたりの予算規模は1億数千万円と推定される)

中島専門家は過去2年6カ月にわたり、上記のごとく7センターに設置する諸機械類の品目リストの作成および買付、運搬、据付、組立、試運転等の計画書立案に従事してきたが、同専門家の手によって帰国時の本年10月29日までには上記7センターのうち上記(a)から(d)に記載の4センターを稼働させる段階までであった。

しかしながら上記の(e)から(g)に記載の3センターは、印・パ紛争およびパキスタン側の国内事情により必要設備機械類の発注が一時中断され、これら3センター設置に必要な機械類のうち約50%程度の機械類の搬入をみるに止まり、運転開始にいたらないまま、中島専門家は11月6日帰国してきた。

パキスタン側の本件プロジェクトの今後の進め方については、第2次5カ年計画で達成できなかった上記3センターの運転開始およびこのたび引きつづき策定された第3次5カ年計画（1965年7月～1970年6月）に基づくこれら7セ

センターの改良ならびに付設計画の実施 および 上記 センター と既存の Silk Facility Center (手工業育成サービスセンター) を Combine して Hand Loom Facility Center を設立する計画であり、そのほか手織機を力織機にかえてゆく計画および力織機工場をつくる計画である。

当事業団としては上記パ側の計画にそうべく、かつ中島専門家に対する EPSIC 側の期待に応えることとし同専門家を再派遣した。

(4) 西パキスタン派遣炭鉱開発専門家

西パキスタン工業開発公社 (West Pakistan Industrial Development Corporation) の要請により、同国デガリ地区 (カラチ北西 600km Quetta の近郊) 炭鉱開発のため、昭和35年12月より任期1カ年の予定で瀬尾福美、平田孝一 (三井鉱山株式会社) の両氏を鉱山専門家として派遣した。

平田専門家は任期満了後帰国したが、瀬尾専門家は任期を延長し以後5年間にわたり特にデガリ地区炭鉱の基礎的調査 (地質調査、立地条件調査、地形測量、抗内測量等) を主体とした指導にあたってきた。

この間同公社の受入態勢の不備、労働者、勤労意欲の欠如、ドイツ人技師との意見の対立等があり、大分苦勞があったが、デガリ鉱区の責任者として総合開発計画 (着工後5年で出炭日産100トン) に必要な助言を行ない、その成果はパ側の認識するところとなり、同専門家に対するパ側の信頼は非常にふかいものがある。

パキスタンの炭鉱開発には、これまでに Kreupp 社が General Consultant として技術者を派遣し、協力をしてきたが、わが国より瀬尾専門家を派遣した結果、パ側は同人の技術を高く評価するところとなり、特にデガリ炭鉱の開発計画を全面的にまかすこととなった。

西パキスタン工業開発公社は瀬尾専門家の作成した増産計画により、第2次円クレジットの割当を受けることとなり、同公社の Director Mr. Hag および General Manager Mr. Siddiqui の両名は瀬尾専門家の随行を求め40年1月7日来日した。

両名の来日の目的は、円クレジットによる必要設備機械の買付交渉のためであるが、本邦における関係会社の機械製作および使用状況等の調査を行なうと共に、Boring Machine およびレール等12品目の機械について日本側商社とパ側の入札仕様書、価格等についてあらかじめ打ち合せを行なった。

今回の買付予定価格は約84万ドル（約3億円相当）で両名の語るところによれば、満足すべき結果を得たので、帰国後関係者と協議のうえ、できるだけ早く買付契約をカラチにおいて取り行なうようにいたしたいと述べ瀬尾専門家の労を多とすると共に、当事業団および関係者の協力に感謝の意を表し、瀬尾専門家と共に1月31日帰国の途についた。

瀬尾専門家の任期は昭和40年12月14日をもって終了するが、パ国より同専門家の任期延長（2カ年間）とあわせ5名の専門家の派遣要請があった。当事業団は瀬尾専門家については既に5年の長きにわたり勤務しておるため一応帰国の指示を行ない本件に関しては瀬尾専門家の報告を徴して検討することとした。

同専門家帰国後、その報告をもととし外務省および通産省とも協議した結果、本件を強力に継続実施することとし、本年度は5名の専門家のうち Chief Advisor 瀬尾福美氏を含め電気専門家阿部倬也（三井鉱山株式会社）および機械専門家富重克己（サンコーコンサルタント株式会社）の3名を派遣した。残る2名の採鉱専門家については明年度派遣することとした。

（5）ネパール派遣巡回診療団

医療技術協力の一環としての東南アジア地域に対する巡回診療団派遣事業は、昭和35年度インドネシアへ派遣したのをかわきりとして以来昭和36年度タイ、昭和37年度ビルマ、昭和38年度インドネシアと実施してきたが本年度はネパールに結核診療を主体とした巡回診療団を期間4カ月をもって派遣した。本年度の巡回診療団派遣については、かねてより派遣対象国について検討を重ねてきたところ、ネパール王国よりネパール結核予防会の発足に伴い結核関係医療器具および薬品等総額約1千万円にのぼる機材供与の要請あったことに鑑

み、この際巡回診療団を派遣して保健衛生の面において極度の遅れを示しているネパール国民の福祉の向上を図り、もって我が国およびネパール両国間の親善に役立たせしめることとし、結核診療を主体とした巡回診療団を派遣することに決定した。

本巡回診療団派遣に際しての細目打合せのため外務省岡村事務官、厚生省松本技官、水戸赤十字病院宮本内科部長および当事業団野津技術室長計4名よりなる事前調査団を昭和40年2月3日派遣し、同調査団はネパール政府保健省および在インド日本国大使館ならびに総領事館との打ち合せを完了し3月初旬帰国した。

同調査団の報告により、今回の巡回診療団は結核診療を中心として10月末より約4カ月間派遣することとし、診療実施地域は Bhaktapur (人口 34,000~37,000) 地域において10,000~15,000人を対象として結核集団検診および一般診療を行ない、その結果をネパールにおける結核対策推進のための資料とすると共に、患者に対して治療を行ない、かつ未感染患者に対し予防接種等を実施指導することとなった。

巡回診療団のメンバーは

団 長	結核専門医	宮本 貴文氏	水戸赤十字病院
団 員	〃	塩沢 活氏	結核予防会結核研究所
〃	〃	野村 孝義氏	東京大学伝染病研究所
〃	〃	岩村 昇氏	日本キリスト教
		(現地参加)	海外医療協力会
〃	X線技師	深栖 一氏	結核予防会結核研究所
〃	衛生検査技師	船藤 興江氏	日赤中央病院
〃	保健婦	小林 ゆき氏	日赤病院
〃	調整員	三浦 敏一氏	海外技術協力事業団

の計8名(うち現地参加1名)である。ネパール側スタッフは結核医1名、保健婦1名、衛生検査技師1名、X線技師補助者若干名、衛生検査技師補助者若干名および運転手2名である。

携行した機材は、X線自動車（70 m/m ミラーカメラ1基搭載）1台、結核診療、細菌検査器具および一般診療用器具1式、ならびに抗結核剤および一般疾病治療用薬剤等医薬品1式であり、総額約1,400万円相当である。

機材の引きとり、および事前の診療実施打合せのため、宮本団長および三浦調整員は10月7日先発し、後発隊は10月28日出発した。

（6） ヴィエトナム派遣医療専門家（外科医）

ヴィエトナムに対する医療協力については、目下同国が動乱のさなかにあるという特殊事情はさておき、東南アジア地域の一般的傾向として医師の不足、病院設備が質量ともに貧弱であること、および一般人民の公衆衛生観念が皆無に等しいこと等から起因する疾病の蔓延によりその保健衛生の水準はまことにひどく、民生安定向上の見地よりみても早急なる解決をせまられている重大問題である。

ヴィエトナム政府厚生省は、かねてよりわが国に対し医療の分野における技術協力即ち小児外科医、整形外科医の派遣、外科医、麻酔医および看護婦よりなる医療団の派遣、サイゴン病院に対する手術器具の供与等を要請してきていたが、わが国における医師の確保等の問題もあり早急なる派遣および供与を実施することができなかった。

その後、当事業団にて外務省および厚生省と打ち合せのうえ検討をかさねてきたところ、本年開催された太平洋地域公館長会議において駐ヴィエトナム高橋大使よりヴィエトナムに対する医療援助の緊急要請があり、外務省ともあらためて協議の結果、本年度はとりあえず外科医1名をコロombo計画により派遣することに決定した。

当事業団より、2月26日渡辺栄氏（常盤台外科病院勤務）をヴィエトナム、サイゴン病院に派遣した。

他に、民間ベースによる医療援助の一環として、アジア善隣医学協会より橋場医師および2名の看護婦よりなる医療団が同サイゴン病院に派遣されている。

(7) タイ派遣電力開発計画専門家

寺西清一氏（電源開発株式会社）を期間2カ年をもって派遣した。

同専門家は、前任者青木波鷹顕氏（電源開発株式会社）の業務を引継ぐものであるが、タイ国政府は水力発電開発事業に力をそそいでおり、当事業団は本事業に協力すべくすでに昭和38年1月同国政府国家動力庁（NEA）よりの要請に基づき、電源開発計画にかかる測量、ボーリング、実施設計等の企画、指導および監督を行なう目的をもって上記青木専門家を派遣した。青木専門家は昭和38年1月9日任期3年3カ月をもって赴任以来上記国家動力庁に籍をおき、当初ナム・ポンおよびナム・ポン両ダム建設の企画指導にあたったがその後ヤンヒイ Kaen Grieg 地点の電源開発工事、パタニ、ラン・ポン・ナイおよびナム・サイ・ヤイの3地点の精密調査に従事し、その成果はタイ国政府関係者の高く評価するところとなっている。

寺西専門家は、青木専門家が実施した上記プロジェクトをフォローアップするものであり、特に送電線計画および設計にあたるものである。

(8) ネパール派遣土木工学および電気専門家

ネパール王国に対する水力調査関係の技術協力は、昭和35年ネパール政府の要請により日高信六郎氏（元駐イタリー大使）を団長とする5名の水力調査団を派遣したのを手初めに、昭和37年にはコロンボ計画により新家義雄氏（経済企画庁）等4名の水力および地質専門家を派遣し、あわせてボーリングマシン等の機材を供与した。

その後、ネパール政府は、同国が国連特別基金により開発予定のカルナワ河開発計画にかかるコンサルティング業務の実施をわが国に指名し、日本工営株式会社が実施した。契約額は50万ドルである。

さらに同国は、第2次経済開発計画（1963～65年）にて実施希望のクリカニ河（カトマンズ西南30Km）開発計画（常時出力1万1千kw）の基礎調査をわが国に要請し、わが国は、昭和38年一宮隆夫氏（日本工営株式会社）を団長

とする6名の調査団を派遣し、帰国後調査報告書を作成したが、同計画が灌漑を含む多目的計画としてまとめることができれば第2世銀の融資対象として適当であるとの世銀関係者の示唆もあり、水文資料の整備とあわせて、漑灌計画を含めた総合計画として再調査する必要が生じた。

再調査の結果、灌漑を含む多目的計画報告書フィージビリティ・レポートが完成すれば同計画が第2世銀工事として実現する公算が大きく、その場合わが国の建設業の進出あるいは発電機等の輸出が有望となる。

当事業団より金子正実氏（福井県流波川発電建設事務所）、高橋弥氏（秋田県萩形ダム建設事務所）、および松本寿之氏（三重県県庁企業庁）の3専門家を派遣した。

なお、金子正実氏は同行専門家の2名の団長格として灌漑動力省電気局に籍をおくと同時に、調査地点にしばしば出張するという重労働をつづけ、過労と生活環境の変化から急性胆のう炎、総胆管炎を患い11月8日より United Mission Hospital に入院中のところ、同月18日、突如危篤状態におちいり翌19日17時30分（現地時間）手術の効なく死去された。

事業団は金子未亡人を遺骨引きとりのためネパールに赴むかせるとともに、未亡人帰国後は、羽田空港にて遺骨引き取り式を行ない、金子氏の生地香川県観音寺市にて外務省、建設省および事業団等関係者列席のもとに盛大なうちにもしめやかに告別式を挙行了した。

（9） タイ派遣テレビ専門家

タイ国政府弘報局では西独借款にもとづき、テレフォンケン社が中心となって北部（チェンマイ）ならびに南部（ハジャイ）とドンコックを結ぶ電話マイクロウェーブ設備敷設工事を開始する機会に、将来のラジオテレビ網拡張計画に見合った形で同工事を行なうのが適当との結論に達し Telecommunication Organization of Thailand と協議中である。この場合弘報局では、タイテレビの番組を現在バンコックより Air Mail にて入手して発信しているハジャイ、チェンマイの両支局を拡充し、サラブリ～チェンマイ、サラブリ～ハジャ

イ間のマイクロウェーブ回線施設の中にテレビ中継施設を組みこみ、両支局をバンコク本局に直結せしめるとともに、両支局のサービスエリアの拡大を図っているようである。

また電話施設工事の完了した東北部および東部にもラジオテレビ支局を新設する計画を弘報局は有し、この場合はすでに有線（バンコック～コーラート）ないしは無線（コーラート～ノンカイ，コーラート～ウボン）による電話設備がアメリカの借款によりすでに設けられているので、これにラジオテレビ中継施設を付設する工事が必要となる。支局の設置場所，サービスエリアの決定等も今後の問題とされている。

バンコックの本局設備についても，出力を現在の10kwから25kwに引き上げるほか，スタジオの拡張その他技術的改善を要すべき点が多々あるとされている。とくに弘報局では支局網拡張の機会にテレビの走査線を現行の525本から625本にきりかえることの是非についても検討したいとしている様である。

派遣要請あった本件専門家は，上記の諸点を中心にラジオ・テレビ網拡張問題について弘報局の諮問に応ずるとともに，具体的な計画の策定にあたるものである。

本件専門家として，当事業団より3月31日齋藤博氏（九州電波監理局免許部長）を2カ年の任期をもって派遣した。

なお，明年度齋藤専門家の業務を補足するため投資前基礎調査計画により，テレビ放送網建設計画調査団を派遣する予定である。

2. 中近東・アフリカ技術協力計画

(1) トルコへ派遣のダム設計および水力発電開発計画専門家

今回要請あったダム設計および水力発電開発計画専門家は，さきごろトルコ政府よりの要望として内示されていたダラマンダム開発計画に対する投資前基礎調査団派遣の要請から端を発した問題であるが，投資前基礎調査とは切りは

なして本件専門家を派遣することになったものである。

当事業団より、7月6日2カ年の任期をもってダム設計専門家山村勤氏（電源開発株式会社）および水力発電開発計画専門家として大庭盾雄氏（電源開発株式会社）を派遣した。これら両専門家はトルコ水利公団（DSI）に所属し上述の水力発電ダムの設計、工事数量、仕様書等の作成、実施に際しての工事施工計画、工事中設備機械の作成、内容検討および全般的なプランニングの段階における助言、勧告を行なっている。

特に山村専門家より明年9月、アンカラにおいて開催されるトルコ土木学会主催のゼミナールにて講演することになり、講演資料として日本のダムの現況をつたえるスライドフィルム等の供与の要請があり、目下手続き中である。

同専門家は、同ゼミナールにおいてわが国のダム建設における技術的諸問題を中心に、わが国の水力開発状況をカラー・スライドおよび地図等を利用して紹介したいと述べている。

（2） シリア派遣鶏病専門家

昭和39年派遣した家畜衛生専門家田中、佐野両博士の業務をひきつぐものである。両博士はシリアの家畜事情が判然としないため1カ年の任期中主として全体的な家畜衛生の分野における調査に終始したが、その際携行せる顕微鏡等80万円相当の指導用機材を活用するためにも本年度は目標をしぼり、調査の結果シリアにとって一番必要と思われる鶏病の専門家を1名派遣することに決定し、当事業団より吉田勲氏（農林省家畜衛生試験場）を10月3日任期1カ年をもって派遣した。吉田専門家は国立獣医学研究所に所属し、鶏病性鑑定指導および組織培養技術の指導を主な業務とし、具体的には上記研究所所員に対する鶏病診断予防技術の指導ならびに慢性呼吸器病（CRD）の実態把握と対策樹立、防遏対策、CRD凝集反応用抗原の調整、鶏とう予防液製造基準の確定等に専念している。

上記研究所には、国連FAO専門家として杉村博士が勤務しているが、外国人専門家は杉村博士および吉田専門家の日本人2名のみであり、シリア側スタ

ップは獣医ドクター2名、薬学士1名、獣医助手10名および Worker 21名の計34名である。

シリアは砂漠の多い国とはいいながら、日本の約半分の国土に人口わずか500万であり、その人口密度は日本の1/10というゆるやかさである。畜産はもっとも重要な産業のひとつであり、なかでも緬羊・山羊、鶏はその中心的位置をしめている。しかし獣医科大学をもたないため獣医師の数はきわめて少なく獣医助手の力をかりてかろうじて家畜衛生の維持につとめている。

なお、同国農務省の統計を参考までに日本のものと対比して記すと次のようになる。

	シリア(1963)	日 本(1963)
獣医ドクター	19	20,000
獣医助手	200	0
らくだ	7,500	0
牛	400,000	3,480,000
水牛	1,400	0
馬	400,000	470,000
緬羊	5,300,000	390,000
山羊	850,000	460,000
豚	103	3,300,000
鶏	4,000,000	98,000,000
(備考)		
面積	184,000Km ²	370,000Km ²
人口	約 5,000,000人	約80,000,000人
人口密度	27/Km ²	270/Km ²

次に第三国の援助状況は次の通りである。

国連FAO	6名(獣医学2名, 畜産学4名)
日本	5名(政府派遣1名, 私契約4名)
西ドイツ	6名(獣医学4名, 畜産学2名)

ソ	連	2名 (畜産学)			
ア	メ	リ	カ	2名 (")	
デ	ン	マ	ー	ク	1名 (獣医学)

(3) ケニア派遣医療専門家

ケニア政府は、当初私契約ベースによる医師10名および看護婦15名の派遣を要請してきた。当事業団にて外務省およびたまたま東アフリカ諸国の医療事情調査におもむいた日本大学永田、佐藤両教授の意見も徴し検討した結果、技術協力の一環としての医療協力の見地よりして、むしろ政府ベースに基づく専門家として派遣することとなつたが、予算等の制約もあり、本年度においては医師2名および看護婦2名を試験的に派遣し、その結果をみて今後の具体的な協力量針をたてることとし、この旨ケニア側にオファーしたものである。ケニア政府はわが国の申し入れを多とし、但し、医師は内科外科の各1名とし、看護婦については一般看護婦と助産婦の計2名の派遣を要請する要請書を提出してきた。

当事業団は本件医療団の人選に際し、先に日本大学が現地調査をおこなった経緯もあり、当初同大学に人選を依頼したのであるが、同大学内部の事情により実現が困難となり、あらためて当事業団にて大阪大学、神戸大学および長崎大学等国立大学6校に折衝した結果、長崎大学附属病院より次の4名を選定し、3月11日期間2カ年をもって派遣した。

内	科	医	原	耕	平氏		
外	科	医	金	子	満雄氏		
内	科	看	護	大	田	絹	枝氏
外	科	看	護	松	武	滋	子氏

本件医療団は、3月13日、ケニア到着後3月14日より4月11日までの4週間ケニア国の実情に接するため、ケニアで最大といわれる Keniyatta National Hospital で Orientation を受け、のちナクール州立病院に勤務医療活動に従事することになっている。

本件医療団の到着は現地新聞にも大々的に報道され、アフリカ地域に対する医療団の派遣は最初のことでもあり、ケニア国民にあたえた影響ははかりしれないものがある。

3. 中南米技術協力計画

(1) コロンビア派遣火山活動調査専門家

ヴァレンシア大統領直接の強い要望として、在京コロンビア大使館を通じ派遣の要請があったものである。

調査対象はコロンビア共和国カウラ県のアンデス支脈中に位するソタラ火山であり、現地からの報告によれば同山山麓は現在著しく熱気を帯びてきており、附近一帯に従来棲息していた動物群は全面的に移動しており、さらにこの地を踏査した一地質学者の調査資料より、噴火山のものと思われる軽石が発見される等噴火寸前の状態とみられる兆候が目立ってきているとのことで、その原因を究明し、状況を判定し、同火山より半径40Km以内に存する文教都市ボパセン市をはじめとする数十にのぼる村落への被害を未然に防ぐ対策をこうじ、もって民心の安定を図るという目的で要請がなされたものである。当事業団は水上武氏（東京大学地震研究所教授）を団長とし助手2名を含めた調査団を1月2日急遽派遣した。

同調査団は任期わずか3カ月間であったが、精力的な調査活動を行なうと同時に「ソタラ火山の活性化の危険はここ数十年は恐らく存在しない」との結論を含んだ報告書を作成し、ヴァレンシア大統領に提出することによって現地民の不安をとりのぞいた。

コロンビア政府はこれら調査団の業績を高く評価し、大統領自ら水上博士にボヤカ十字勲章を授与された。

(2) ペルー，チリ派遣地殻変動測定専門家

本計画は、正式には「地震に伴う地殻変動の国際共同観測」と呼ばれ、過去数年来京都大学故西村教授を中心にペルー，チリ，メキシコの中南米各国の協力を得て立案推進されていたもので、環太平洋地震地域に測定機を敷設し、長期にわたる観測の結果をもとに地震の予知を試みようとする画期的な研究である。しかしながら、本年5月西村教授が壮途半ばにして急逝され、同計画は一時挫折をみるのやむなきにいたったが、その後同教授の遺志を継ぐべく同教授の門下である一戸教授が、上記中南米諸国と本計画の復興を図っていたところ、今般メキシコを除くペルー，チリ両国政府より本計画の重要性に鑑み、またその規模の大きさを考慮して、本件をわが国の政府ベースにのった技術協力の一環として実施するのが最良の方策とのことで本件専門家の派遣要請がなされたものである。

当事業団は、京都大学防災研究所と打ち合せのうえ、同大助教授中川一郎氏ら観測隊員3名を10月10日、期間3カ月をもって派遣した。

この国際観測は、上述の通り「地震に伴う地殻変動の国際共同観測」と呼ばれ、地殻変動の測定観測は、微小地震，地球磁気の観測と共に地震予知の有力な手がかりとされている。

チリ，ペルー両国は日本と同じく環太平洋地震帯に位置し、世界有数の地震国であるが、いままで地殻変動の測定がまったく行なわれていないので、今回の観測は地震学に貴重なデータをもたらすものと期待されていた。計画によれば、中川助教授等観測隊員は、ペルーのイカ地方，アレキパ地方で各4カ所，チリのサンチャゴ附近に5カ所計13カ所の地下観測所を海拔数百～3千米の山中に設ける予定であったが、現地側の事情によりチリのサンチャゴ附近は4カ所しか設置できず、計12カ所の設置をもって帰国した。ひとつの観測所には傾斜変化計，伸縮変化計各2台，磁気変化計，気温・気圧変化計各1台が備えられ、各種データは光学記録器で24時間にわたり連続的にフィルムに記録される。

これら機材（500万円相当）は京大防災研究所のものであるが、ペルー，チ

り両政府に10カ年間貸与するものとし、当事業団は海送費150万円を負担した。

(3) エル・サルヴァドル工業高校へ派遣の自動車機械専門家

エル・サルヴァドル工業高校は、昭和35年中南米技術協力計画の一環として派遣された工業技術教育に関する調査団の助言勧告に従い開校されたものである。

同校に対しては、昭和37年以来現在までに電気科、ラジオ・テレビ科、自動車科および機械科の教授として専門家を5名派遣し、現在2名派遣中である。

今回派遣した名古屋斎三氏（北海道庁美唄職業訓練所）は津川孝氏（雇庸促進事業団）の後任者として派遣されたものである。明年度はラジオ・テレビ科教授1名を派遣する予定である。

指導用機材として昭和37年度に工作機械、工具類等約1千万円相当の機材を供与したが、開校以来日本側およびエ側スタッフの協力による努力の結果、本年度においてどうやら工業高校の形態を備えることとなり、現在では中等部、電気科48名、ラジオ・テレビ科64名、機械科58名、自動車科57名、高等部、電気科44名、ラジオ・テレビ科57名、機械科42名、自動車科50名、総計420名という数字を示している。

しかしながら、基礎的理論学習を終了し、実習の段階にはいった今日において、実習用機材の不足が表面化し、実際には若干停滞の気味もうかがわれる。これが打開のため、日本側スタッフより現地側スタッフを通じエ側よりの予算獲得を図っているがなかなか実現せず、英国よりも同様な工業高校設立援助の申し出ある現段階においては、この実習用機材の供給の問題は早急に解決されるべき問題として残っている。

4. その他アジア地域等技術協力計画

(1) 中華民国へ派遣の金瓜石鉱山調査専門家

9月上旬来日した陳外務部長官より緊急要請あったものである。

中華民國台北県にある金瓜石金・銅鉱山は政府直営の The Taiwan Metal Mining Corporation によって運営されているが、戦前（昭和8年）日本の領台時代、日本鉱業株式会社が開山、以来すでに約30年間にわたり採掘されているため鉱石の産出量も減少し、大幅な赤字経営になっている。これら鉱石は日本に輸出され粗製品を輸入するという方法をとっているが、中華民國政府としては本鉱山の将来への見通し、即ち鉱石埋蔵量の算出もしくは現行の運営状況を調査分析し、かつ経営診断を行なうことによって効率的な運営を図り現在の赤字を解消せざるを得ない状態に追いこまれている。

事業団より経営診断関係専門家（包括管理、冶金、会計および採鉱専門家）4名として

和田成人氏	日鉄鉱業八釜鉱業所次長
伊東俊夫氏	日鉄鉱業本社管理部
平山昭氏	日鉄鉱業釜石鉱業所
石原弘明氏	日鉄コンサルタント事業部長

の各氏を12月14日より期間40日をもって派遣した。

また、今回の経営診断関係専門家とあわせ要請のあった鉱床調査専門家4名については、上記専門家の帰国後の報告を徴し、また中華民國の気象条件を勘案し野外調査に適した3月に派遣することとし、3月下旬通産省地質調査所の坊城俊厚氏、下津秀夫氏、本間一郎氏、東野徳夫氏の計4専門家を派遣した。

なお、これら専門家は、精密高度計、直流電気探査装置等鉱床探査関係機材約200万円相当を指導用機材として携行した。

第3節 専門家派遣事業の問題点

専門家派遣事業は昭和30年度業務開始以来、約1,200名にのぼる実績を有している。また、開発途上にある諸国よりの要請も年々増大し、昭和40年度を例にとるならば約1,000名にも達している。これは10年間におよぶわが国技術協力の成果が、これら派遣専門家の努力を通して相手国政府の信用と信頼を得る

にいたり、ますますわが国専門家への依存度が高まってきたことを示すものである。

従って、専門家派遣事業においては、今後ますます人格、識見、技術ともにすぐれた専門家を確保し、派遣することが重要となり、またこの点が専門家派遣事業のポイントになってくるものである。

しかしながら、現在の専門家派遣のシステムをみる時、かならずしも上記の点につき完全とはいいがたく、優秀なる専門家の確保および派遣に少なからず困難を感じている。これらの問題点及び改善の方向として考えられる主な事項は次の通りである。

(1) まず、人材の確保、養成のためには、関係官庁、公共団体、民間機関を通じ広く海外勤務に適切なる人材を求めることが必要であるが、更に、基本的には終身的に技術協力に専念できる人材をできるだけ多数確保、養成することである。しかし、わが国の場合、従来の技術者、専門家の養成が主として国内的な要請に基づき行なわれていたこと。また、人材を擁するそれぞれの機関の多くは、国内的な個有の業務を持っていることを併せ考えると、これを単一の機関で実現することは仲々容易でなく、各種の方策を組合せて行なわなければならないと思われる。

その第一としては、事業団として専門家、技術者をできるだけプールし、これを養成することであるが、その他にとくに各官庁においても、国際技術協力の定員を確保するとか、また、より積極的な民間機関の協力を得るため協力機関等の組織作りをすることなどが考えられる。

更に事業団として、現在海外派遣専門家候補者の推せん、登録カード制を実施しつつあるが、今後その範囲をできるだけ広め、これを活用していくこととしているが、これなども人材の確保に大いに貢献しよう。

(2) 次に専門家の確保と関連して問題となるのは、専門家が海外に派遣されるに際しての身分上の取扱である。特に派遣期間が長期にわたる場合は、当該専門家が国家公務員であれば、所属先の定員補充の必要性和現状の出張形式をとる事情との矛盾から、人選に種々の困難が生じている。また民間人の場合で

も、まったく所属先の好意にたよるか、または無理をおして協力してもらうため、相手国政府の要請に合致した最適任者を必ずしも派遣し得ないという憾がある。

このような事情からみても、派遣専門家の確保、養成の組織作りは重要なことである。なお、とくに公務員の場合は、派遣期間中事業団に身分を移し替えることにより身分上の不安定を除き、かつこれにより業務上も密接な連携を保たせるという方法も検討すべきである。

(3) 派遣専門家の待遇について述べる。専門家が気候風土、習慣等生活環境の全く異なる不健康地に滞在し、技術協力に専念するためには、安定した生活環境の基盤が絶対不可欠である。

また、コロンボ計画等に基づき日本政府より派遣される専門家は、その身分または地位からいっても、更にはその業務の性格からみても、相手国政府関係者、業務現場の相手側 Counter part、第三国派遣の専門家等と接触する機会が多く、むしろこれら専門家のより円滑なる、より効果的な業務の実施のためにはこれら関係者との交流を積極的に図らなければならない場合が多い。

以上のことを考えあわせるならば派遣専門家に対する現在の給与等のベースは低過ぎ、とくに国際水準と比較するとこれを遙かに下回っている。日本政府派遣の専門家としての体面維持上からいっても、この際専門家の給与等を少なくとも外務公務員なみに引き上げる必要がある。

なお、専門家の待遇と関連して公私共の交際費、現地における研究調査費、資料費および事務費等が絶対不可欠であるが、従来このような経費は必要やむを得ず各専門家が自己負担している現状である。

また、専門家の現地における技術指導上必要かつ不可欠と目される指導用機材は、従来相手国政府の経費負担と責任によって引き取られるものであるが、その引き取り輸送が遅延することが多く、専門家の業務遂行上支障をきたしている例が多い。このため専門家がやむを得ず空港、港等に出向き、これが促進にあたっているほどであり、これらに要する交通費等の諸経費も専門家が自己負担している。

これらの点は早急に改善すべきで、給与の改善ともからみ合せ、専門家に交際費および現地業務費的渡切費を支給し、より効果的な技術協力の実施を図るべきであろう。

(4) その他長期間に亘り派遣する専門家の一時帰国制度の採用や、完全な災害補償制度は是非早急に実現すべき課題である。

(5) 以上、人格、識見、技術ともに優秀なる専門家を確保し派遣するためには、広く人材を求めること、専門家の給与等を含めた待遇の改善を図ることのほか、派遣専門家の派遣前の十分なる研修を実施することが必要なことである。

十分なる語学研修、技術研修、派遣前準備教育（オリエンテーション）を行なうと共に、内容においてより充実した研修を実施し得るよう現行の体制を整備する必要がある。

(6) 最後に、専門家派遣の対象プロジェクトについていうと、わが国としてこの事業をできるだけ計画的、自主的に推進するには、相手国の経済開発計画立案等の政策面に密着した部門に専門家をおくりこむとともに、相互の連関性をもった職種 of 専門家を派遣する方向にもっていくべきであると考え。

第3章 海外技術協力センター事業

第1節 海外技術協力センター事業の概況

1. 経 過

海外技術協力センターの構想が、開発途上にある諸国に対するわが国の技術協力の一環として取り上げられたのは昭和32年であった。

その後、昭和35年9月に至り、東パキスタンのダッカに、初めて農業技術訓練センターが設置、開所されて、海外技術協力センターの第一歩が踏み出された。

以来、海外技術協力センターは、毎年数カ所ずつ新設され、現在まで設置されたセンターの数は、18センター、24カ所の多きにのぼり、その設置地域もアジアを中心として、中近東、アフリカから中南米にまで及んでいる。

一方これらの海外技術協力センターに対する援助額も、日・カ経済協力協定にもとづくカンボディア農業、畜産、医療の3センターを除いて、現在まで、供与機材額12億1千万円を超えるとともに、派遣したセンター要員も延181名、所要経費10億7千万円以上に達し、その総額約23億円の多額に達している。

2. 内 容

この海外技術協力センターは、その設置に先立って、まず日本政府と相手国政府との間で、センターの設置に関する協定が締結され、この協定にもとづいて、わが国より、センターの設定に必要な機械、設備、教材、工具および予備部品等の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担により、技術指導のための専門家を派遣し、また相手国側の要員をわが国へ呼寄せ研修を行なう。

一方相手国には、必要な土地、建物および付帯施設を提供せしめるほか、相手国側職員の人件費その他センターの維持、運営に必要な経費を負担せしめて、両国の協力によって設定、運営される。

この海外技術協力センターに対するわが国の協力は、協定により、期間を定め、協力期間の経過後は相手国に引継がせ、相手国が自ら運営していくこととなっている。この協力期間は一応3年を原則としているが、これまで多くの場合は、この期間が延長され、また協力期間経過後も、相手国による完全な自立運営は困難なため、昭和40年度に協力期間を終了した5センターは何れもコロソボ計画等による専門家を派遣して、引続き協力している。

この海外技術協力センターは、主として開発途上にある諸国にもっとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者を、これら諸国の国内で訓練養成することを目的としているが、なかには、タイヴィールス研究センターや、パキスタン電気通信研究センターのごとく、研究を目的としたセンターもあり、インド農業センターのごとく、演示を目的とした模範農場として発足したセンターもある。また技術訓練センターのなかでも、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターのように、技術者の訓練と併行して生産を行なっているセンターや、ケニア小規模工業技術訓練センターのごとく技術者よりは中小企業者の訓練養成を目的としたセンターもあり、その性格は決して一律でない。

他方その業種も、農業、畜産、漁業、水産加工、小規模工業、繊維工業、電気通信からヴィールス研究、道路建設にいたるまで極めて多岐にわたっており、しかも小規模工業の場合、その職種は木型、鋳造、鍛造、板金、熔接、機械、仕上からプラスチック成型、ガラス製造、自転車組立、皮革加工、木工およびミシン縫製等まことに多種多様である。

3. 設 置 業 務

これらの海外技術協力センターの設置に当っては、まず相手国の要請を検討し、この検討によってとり上げられた要請について予備調査を行ない、その調

査結果にもとづいてセンター設置の可否、業種、規模等についての基本方針をきめ、センター設置に必要な予算を計上することとなっている。

こうしてセンター設置に必要な予算がきまると、具体的な設置業務にはいるが、まずセンター設置のための実施調査団を派遣してセンターの設置に必要な技術的事項等の調査および相手国との交渉を行なう。この調査結果にもとづいて設置計画を作成し、相手国政府との協定を締結するとともに、設置計画に従って、供与機材の購送、要員派遣、相手国側要員の呼寄せ研修を行なうほか、センター設置および開設後運営に必要な業務を行なう。これら予算決定以後、実施調査からセンター設置、運営にいたる一環の業務は、政府間で締結される協定を除いては、当事業団が国の委託をうけて実施している。

4. 40年度事業の概要

本年度の海外技術協力センター事業は、新規増設よりも既設センターの拡充強化に重点を置き、このためセンターの新設計画はフィリピン小規模工業技術訓練センターのみであったが、既設センターについてはタイ道路建設技術訓練センター等の6センターについて拡充強化を行なった。なお本年度は東パキスタン農業技術訓練センター等5つのセンターが、協定による協力期間を終了し、その運営を相手国側に引継いだ。

これら事業の概況はつぎのとおりである。

(1) センターの新設

a. フィリピン小規模工業技術訓練センター

フィリピンに対する技術協力の一環として、同国内に小規模工業センターを設けることとなり、実施調査団を40年11月より約3週間派遣し、現地調査ならびにフィリピン側との折衝を行なわせた。この実施調査の結果にもとづき、目下日・比両国政府間で協定交渉中であり、協定が締結され次第、機材購送、要員派遣等の設置業務を行なうことになっている。

(2) センターの拡充強化

a. タイ道路建設技術訓練センター

本センターでは、掘削、積込、運搬に要する機械類が不足し、これが運営上の支障となっているため、本年度中にショベル、グレーダー、ブルドーザー等約3,907万円に及ぶ追加機械を供与した。

b. インド水産加工技術訓練センター

本センターの拡充強化計画に基づき、約1,300万円に及ぶ機材を追加供与して、製氷設備の新設と、果実加工機材等の充実を行なった。

c. インド農業技術センター

第一次設置4農場の協定延長に伴い、訓練および普及活動を実施するため、耕耘機等の必要機材、約1,249万円を追加供与した。

d. アフガニスタン小規模工業技術訓練センター

本センターは40年9月をもって協定期間を終了したが、これに先立ちセンターの充実強化のため、金型、電気乾燥炉等約646万円の機材の追加供与を行なった。

e. タイヴィールス研究センター

組織培養等の研究活動強化のため、低温冷凍機等202万円の機材を追加供与した。

f. セイロン漁業訓練センター

本センターは40年9月で協定による協力期間が終了したが、それに先立ち、訓練の円滑化、効率化のため、底曳網等の必要な補充部品約79万円の機材を追加供与した。

(3) センターの引継

本年度は東パキスタン農業技術訓練センター等、次の5センターがはじめて協定による協力期間を終了した。しかし何れも相手国による自立運営の体制が整わず、このため各センターとも要員の引上げ後もコロンボ計画等により協力

を続けることとし、センター要員と交替にそれぞれ数名の専門家を派遣した。

引継センター名	協定締結	開所	要員数	協定協力期限	コロンボ計画等による派遣専門家数
東パキスタン農業技術訓練センター	35.7	35.9	7	40.7.29	4
タイ電気通信	35.8	36.1	10	40.8.23	6
セイロン漁業	36.3	37.10	8	40.9.19	3
イラン小規模工業	35.9	38.8	8	40.9.11	4
アフガニスタン	36.3	38.8	8	40.9.14	4

(4) 継続センターの運営

センター名	摘 要
インド水産加工技術訓練センター	42年6月まで協定延長し、これに伴い要員一部交替および一時帰国
ブラジル繊維工業技術訓練センター	40年7月仮開所、同8月、一部開講
タイヴィールス研究センター	運営継続、要員一部交替
第1次インド農業技術センター	42年4月まで協定延長し、これに伴い要員一部交替および一時帰国
第2次インド農業技術センター	40年4月～5月にかけて4農場開所
ガーナ繊維訓練センター	40年11月後発要員赴任、開所準備
パキスタン電気通信研究センター	運営継続、印・パ国境紛争により要員一時カラチ避難、家族一時帰国
ケニア小規模工業技術訓練センター	40年7月仮開所
タイ道路建設技術訓練センター	40年9月開所年
カンボディア農業	40年7月開所、40年10月より専門家身分コロンボ計画に切換
" 畜産	40年8月開所、40年11月より専門家身分コロンボ計画に切換
" 医療	40年7月開所、40年5月より専門家身分コロンボ計画に切換

備考 継続センターの運営強化のため、本年度コロンボ計画によりインド農業センター8農場に対する農業技術者指導班5名を、昭和41年1月から約2カ月間にわたり派遣し、現地指導を行なった。

(5) 要員の派遣

40年度は東パキスタン農業技術訓練センター等14センター20カ所に対し、要

員派遣業務を実施した。

派遣要員数は継続派遣 74 名，新規派遣 3 名，中間交替 3 名，帰国 47 名，計 127 名であり，所要経費は総額 29,529 万円であった。

第 2 節 各センターの概況

1. インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月インドより農業次官補，マイソール州漁業局長等よりなる漁業調査団が来日し，インド国内における漁業活動の発展，普及および食生活の改善等の見地から，水産物加工についての技術援助の要請があった。わが国は，この要請を検討した結果，冷凍フィッシュソーセージおよび缶詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練，養成について協力を行なうことになり，36年1月調査団を派遣して，現地調査ならびにインド側と協議をした結果，マイソール州マンガロール市に，水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり，37年3月協定が正式に調印された。

この協定に基づいて，わが国は総額 4,999 万円に及ぶ缶詰関係機械，冷凍関係機械器具，フィッシュソーセージ関係機械，製造実習用資材等の機材を無償供与するとともに，昭和37年12月に技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家を派遣し，併せてインド側助手等5名の日本への呼寄せ研修を行なった。本センターは，インド側の提供する建物の建設が偶々中・印国境紛争にあって遅延したが，関係者の努力によって昭和38年7月第1期生の訓練を開始した。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので，このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし，水産製造加工理論を教えるとともに，缶詰，冷凍，フィッシュソーセージの各部門について機材設備の構造，取扱い，組立，

分解および製造加工実習の訓練を行なっている。

訓練期間は1期1年で、訓練生は原則として大学卒業者を対象とし、インド全州より公募による多数の応募者から選考し、1期30名の訓練を行なっている。現在第3期の訓練生29名（1名途中退学）の訓練を行なっているが、すでに終了した第1期および第2期の訓練は順調な経過を経て大きな訓練効果をあげ、これらの卒業生、計53名は全員就職が決定し、その就職先は、政府の水産局や水産研究所から民間水産企業まで広範囲にわたり、その活躍が大いに期待されている。本センターの当初の協定は40年3月をもって終了したが、本センターの効果をインド側は高く評価し、その延長を強く要請してきたので、わが国としてもインド側の希望を入れ、さらに協定期間を42年6月まで2年3カ月延長した。この協定延長に伴い、製氷部門等に対して拡充強化のため、40年度には130万円におよぶ追加機材の購送を行ない、水産加工にとって最も重要な要件である氷を使用した魚類の鮮度維持等についても訓練してゆくことが可能になった。なお協定終了後センターを相手国側へ円滑に引継ぎするため、41年6月より本センター卒業生の日本での研修受入れを実施する予定である。

2. ブラジル繊維工業技術訓練センター

昭和36年6月、ブラジル政府の要請により、4名からなる技術調査団をブラジルに派遣した結果、東北ブラジルのレンフェ市に、繊維工業技術訓練センターを設置することを決定、37年3月協定が正式に調印された。

この協定により、日本から総額8千万円に及ぶ機材を無償供与するとともに、昭和39年8月に理事長以下6名の技術専門家を派遣し、併せてブラジル側助教の呼寄せ研修を実施した。

本センター設置に関するわが方の業務については予定どおり進められ、昭和39年8月には、供与機材の購送、ブラジル側助教の本邦研修、センターの日本側要員人選等すべて完了したが、他方ブラジル側の準備すべき建物等は、インフレや政変等の国内事情により度々遅延し、漸く40年7月センターの開所をみ

るに至った。

綿業が基幹産業である東北ブラジルは、優秀なる原綿の生産地であり、労務条件、消費市場の面でも有利な条件を備えているが、生産性の極端な低調に悩まされている。このため東北ブラジル開発庁（SUDENE）は、東北ブラジルの繊維工業再整備計画をたて、綿業の復興策として融資による機械設備一新、技術者養成、管理の近代化等に着手した。本センターは、この SUDENE の所管のもとに、国内の職業訓練機関である SENAI の訓練施設の一つとして、綿紡績の職長級の再訓練を行ない、紡績工場の保全、操業の技術ならびに品質管理技術の教育訓練を図り、工場中堅技術者を養成しようとするもので、このための訓練として、混打綿、梳綿、練篠および粗紡、精紡および撚糸、織布準備、織布、コーマ、試験および品質管理の各コースを 6 カ月を一期とし、1 期 40 名で実施する予定で発足した。

しかし、機械据付その他建物工事の一部未完のため、第 1 期訓練は、昭和 40 年 8 月より自動織機コースのみを 4 カ月半に亘り実施し、民間会社の職長クラス 14 名を訓練した。第 2 期訓練は 4 カ月に亘り、混打綿、梳綿、練篠、粗紡、精紡、仕上、織布準備、自動織機の 5 コースを開設し、50 名の参加者を得た。第 3 期は 41 年 8 月より 4 カ月半に亘り行なわれる予定である。

この間、東北ブラジル繊維業界も大幅な躍進をみせ、それに伴い、本センターに対する要望も、単に職長の養成にとどまらず、より高度の染色等の仕上げ加工部門および試験部門へと移行している。ブラジル側のこのような要望に応えるため、わが国はセンター内に特別コースとして試験室コースを併設し、ブラジル紡績業界の近代化に資することにし、41 年度において 255 万円にのぼる追加拡充機材を購送する予定である。

3. タイヴィールス研究センター

タイ国のヴィールス性疾患による死亡率は極めて高く、これに対する医療施設の普及、環境衛生の改善が急務とされていた。このためタイ国政府はわが国

に対し、ウイルス性疾患の撲滅のため医療技術協力を強く要請してきたので、わが国は、同国にウイルス研究センターを設置する方針を決め、36年6月調査団をタイ国に派遣し、バンコック市内に設置を決定、36年11月協定が調印された。

この協定に基づき、わが国から電子顕微鏡、血清等研究機器、組織培養法研究機器、動物実験機器等を無償供与し、その額は当初供与および追加供与の機材を含めて、これまで総額4,500万円に達し、また派遣要員も理事長以下延10名に及んでいる。一方タイ側研究員も毎年1～2名ずつの受入研修を実施している。

本センターは、他の訓練センターと趣を異にし、研究所としてタイ国におけるウイルス性疾患に関する実態調査、臨床的検討および防疫対策の研究、ウイルス研究におけるタイ側職員の養成ならびにタイ国の各研究検査機関の指導にあたっている。研究内容としては、疫学調査、ウイルス性疾患の診断、診断用ウイルス抗原の製造、ウイルス株の保存、ウイルス性ワクチンの製造ならびに検定に関する研究、ウイルス性疾患の調査、その他衛生行政に関係あるウイルス研究等であり、訓練内容としては、ウイルス研究の基礎的技術としてウイルスの保存、取扱法、動物実験法、培養法、血清反応およびウイルス性ワクチンの製造ならびに検定法を教えている。

日本側要員は37年9月赴任し、38年2月サリット首相出席のもとに開所式が行なわれた。以来日本側要員の努力により着々とその業績をあげてきており、その主なものを挙げると、依頼される検査は年間4,000件以上にのぼり、また狂犬病ワクチンの試作およびデング・ウイルスI型のワクチンの試作に成功している。実験用動物飼育もすでに質的には国際水準に達し、同国内でははじめてその飼料の製造にも成功した。

このような成果はひとりタイ国のみならず、広く東南アジア諸国民にとって大きな福音となることが期待されるものであり、内外の注目を集めるところとなっている。これらは、最近調査のためにタイ国を訪れたコロンボ計画事務局の広報官が本センターの成果を高く賞揚する報告を行なったことからもうかが

われる。

本センターは、39年11月をもって当初の協定による協力期間を終了したが、タイ側の強い要望もあり、41年5月まで1年半の協定協力期間の延長の措置をとり、その間41年2月から3月にかけて要員2名の交替を行なった。なお、前記協力期間の終了後は、引続きコロンボ計画によって専門家を派遣、協力する予定で、今後一層の成果を挙げることを期待している。

4. インド農業技術センター

(1) 第一次4農場

インドは、深刻な食糧不足を解決するため農業の振興、発展の重要性を認め、集約農業地域計画等一連の食糧増産計画をたて、その一環としてわが国に対して、日本式稲作技術を基とする模範農場の設置協力方を要請してきた。この要請に対し、わが国は昭和36年11月実施調査団を派遣、現地調査を行なった結果、西ベンガル州ナディア地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州シャハバード地区、グジャラート州スラート地区の4カ所に模範演示農場を設置することに決定、37年4月に協定が正式に調印された。

この協定に基づき、わが国は総額3,697万円におよぶ農機具、実験器具、観測、測量器具等の機材を無償供与するとともに、昭和37年5月から6月にかけて1農場4名、計16名の稲作技術専門家を派遣した。

各農場は、多くの困難な状況にもかかわらず、初年度から現地収量の2～3倍に及ぶ収穫をあげ、その後着々と増収の成果を示してインド側関係者は勿論、一般農民からも高く評価され、再三にわたり新聞にその成果が報道されるとともに多くの参観者を集めている。

本センターは、40年4月をもって当初の協定期限が満了するため、インド側は協定の延長とともに、各農場で演示と併行して農民等に対する訓練の実施を要請してきた。わが国はこの要請に応じて、42年4月までの2カ年間の延長に

同意する一方、普及訓練実施のため40年度に1,250万円追加機材の供与を行なった。

第4年度を迎えたセンターは、一部農場では台湾種の積極的導入により、エーカー当り最高籾重量、4トン以上という驚異的な収穫をあげ、このため、従来台湾種に対して消極的であった中央政府ならびに州政府も、早速台湾種を奨励品種に指定した。

その他の農場でも、平均1.5トンから2トンという現地の3～4倍の収量をあげ、日本式稲作技術の優秀性を示した。

一方、各農場は州政府の要請に応じて、稲作技術の普及のため農民等に対し本格的訓練を開始し、41年3月までに各農場あわせて800名以上の訓練を行なった。ナディア農場ではポンプドライバーを中心に農機具訓練、サンバルプール農場では州農業普及担当官、改良普及員、一般農民を対象とした稲作栽培技術の訓練、シャハバード農場では農民中心の訓練を農学校等と協同で行なっている。スラート農場ではモデル農家の指定、アシュラム（一種の公立技術学校）、農学校等への指導を行なうなど、各農場でのそれぞれ最も適した方式で訓練を実施している。

(2) 第二次4農場

第一次4農場の好評に伴い、インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望してきたので、わが国は39年度さらに4農場を増設することとし、同年3月実施調査団を派遣した。この調査結果を検討し、アンドラ・プラデッシュ州グンツール地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラム地区、およびマハラシュトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することに決定し、39年12月にその協定が調印された。この協定に基づき、わが国は総額4,690万円におよぶ農機具、実験器具等機材を無償供与した。

新設農場要員については、1農場4名、計16名の専門家を3月中旬から下旬にかけて派遣した。

新設農場は既設農場と同様、日本式稲作栽培技術の演示ならびにインド側農

業技術者および農民に対する普及訓練を行なっており、各農場とも要員赴任早々に第一期作の作付を開始し、8～11月にかけて収穫を終え、増収の実を示した。

なお、各農場には、ナディア、シャハバード農場の白葉枯病、新設バパトラ農場の塩害、サンバルプール農場の三毛作実験、スラートの重粘土土壌等の栽培上の問題点やその他運営上の問題等も多く、このため41年1月に5名の巡回技術指導班を2カ月にわたって派遣した。3月8日には、指導班は農場長、インド側農業関係者、日本在外公館員等関係者の参加を得て、8農場の総合会議をニュー・デリーで開催、今後の農場運営に大いに資するところがあった。

現在、インドは、昨年の異常寡雨により食糧不足で深刻な事態に直面し、日本式稲作技術への期待はますます増大しており、西ベンガル州のインド側の10衛星農場の追加設置に伴う協力要請、その他各州よりのセンターの追加設置要望が出されている。

5. ガーナ繊維訓練センター

昭和34年10月、通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣は、わが国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、両国の関係をより密接にするため、貿易・経済技術協定を提案した経緯があり、その後35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に関連して、ガーナに技術訓練センター設置を要請してきた。よってわが方としてこれを検討した結果、繊維工業技術訓練センター設置の方針を決定、37年11月に5名の実施調査団を派遣し、アクラ東北約30Kmのテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定、38年5月にセンター設置に関する取極が正式に調印された。

本センターは、ガーナの経済、技術開発に寄与するため、ガーナ政府のとくに希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術者を養成することにより、ガーナ国内における繊維技術の普及開発を図り、併せて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり、その訓練方式はジュニア

・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として初級技術者を養成する普通科と、シニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け、それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めに基づき、わが国より5,294万円におよぶ染色、織布、仕上げおよび縫製設備、試験機器、工作機械等を供与するとともに、技術指導要員として理事長以下8名の技術専門家を40年1月から11月にかけて派遣し、かつ、ガーナ側助教のわが国への呼寄研修を実施した。

他方、センターの土地、建物および付帯設備はガーナ側で提供することになっているが、ガーナはココア価格の下落等により財政困難となり、かつは41年2月に政変のあったことなどから本センターの建物完成が遅れている。しかし昭和41年3月末現在ではWork shopの建物の建築が進められ、完成も間近いものと思われるので、この完成に伴い早期訓練開始が期待される。

6. パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は、第2次5カ年計画の一環として、西パキスタンのハリプールに総合的電気通信センターの設置を計画し、このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待した。この研究センター設置計画は36年にパキスタン閣議で承認され、正式に日本に対し技術協力の要請がなされた。

わが国は、パキスタン側の強い要請を検討した結果、電気通信研究センター設置の方針を決定し、この決定に従い、37年7月調査団を派遣、現地調査、パキスタン側との打合せを行ない、センター設置協定を昭和38年11月16日に締結した。

本センターには、わが国から総額5,900万円におよぶ無線、搬送、電話交換、電信、試作等の機材を無償供与するとともに、39年3月以降これまで理事長以下延8名の要員を派遣してきた。

本センターは、パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえに必要かつ強力な研究を行なうため、十分な機能をもった研究センターたることを目標としている。すなわち、本センターはパキスタンの通信事業の現状を把握し、技術の中心的立場にたって、同国に最も適した通信方式を開発するとともに、通信施設の品質を改良して、通信サービスを最も経済的に向上させるための実用化研究を行なうものである。またとくに高度の技術を必要とするものについては、パキスタンが外国から技術を導入する場合の先導的役割を果そうとするもので、パキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と密接な連絡を保持しつつ、無線中継方式その他について研究を行なうこととなっている。

本センターは39年7月1日開所し、この間電話交換、電信、無線、搬送、試作の各部門において、研究項目を定め、研究作業と指導を行なうとともに毎週一回定例会議を開き、研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告、各種項目に対する討論を行なってきた。研究例の一、二をあげると、電話交換部門の半自動加入者線試験器の実用化、電信部門の単鉄線によるモールス電信を電話方式にする項目、無線部門のラワルピンディ〜マリー間の伝播試験(マイクロ)、ソーラーセル(VHF)および同一周波数方式の実施に関する測定(HF)、搬送部門の双方向中継器の実用化、試作部門の印刷回路等がある。なお、試作部門では、すでに所期の指導目標を達成して現地側に引渡し、日本側要員は帰国した。

本センターのパ側研究員5名は、コロombo計画によって来日、研修を受け、うち一部は帰国してセンターに配属されている。

本センターに対するパキスタン側の評価も高く、今後の成果に対する期待は大きい。

7. ケニア小規模工業技術訓練センター

ケニア政府は、経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおい

たアフリカ人の人材養成を図るとともに、工業奨励、国内産業保護助成政策をすすめる、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を入れ、わが国に対し小規模工業技術センター設置を要請してきた。よって、昭和38年8月、実施調査団をケニアに派遣しこの調査結果に基づいて検討の結果、小規模工業技術訓練センターを設置することとなり、昭和39年7月30日、日・ケ間で正式に協定が調印された。

この協定にもとづき、わが国は5,490万円の機材を無償供与するとともに、39年9月から12月にかけて理事長以下12名の要員を現地に派遣した。一方、ケニア側の提供する建物の準備が進まず、このためセンターの開所も当初の予定より若干遅れたが、関係者を督促して昭和40年7月26日に9カ月間の座講を中心とした訓練が開始された。

本センターでは金属加工、電気機器組立修理、ミシン縫製、木工、機械組立修理、皮革加工の6部門よりなり、技術に関する訓練コースと、その上級コースとしての経営に関するコースの2つのコースにより、将来小規模工業経営者となるものに対し、経営に必要な技術および経営知識についての訓練を実施しており、さらにこの訓練コースに加えて経営者養成の効果を高めるため、これら訓練に必要な調査部門と訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し、経営相談にのり指導してゆく経営相談部門を設けている。

第一期訓練は41年4月22日をもって終了するが、訓練生の総数は49名で、内訳は金属加工部門9名、皮革加工部門8名、機械部門7名、電気機器部門8名、ミシン縫製部門6名、木工部門11名となっている。これら卒業生のうち優秀なものには、開業にあたってケニア側政府機関 (Industrial & Commercial Development Corporation) より資金を融資せしめることとなっており、これら卒業生の今後の活躍は大いに期待されている。なお、第二期訓練も8月より開始される予定であるが、新聞公募の結果、現在全国よりの応募者は1,970名の多数にのぼり、一般の関心と期待の深さは関係者を喜ばせている。

8. タイ道路建設技術訓練センター

現在、タイ国における支線道路 (Feeder road) の開発はきわめて遅れており、これが同国の経済開発に大きな障害となっている。このため、タイ国政府はその行政機構を改革して各地にパイロット・プールを設立し、道路建設を促進することとなり、東北部についてはオーストラリアの援助によりコンケンのパイロット・プールを設置したが、ついで南部についても、パイロット・プール設置のためわが国の援助を強く要請してきた。この要請についてわが国で検討した結果、南タイの支線道路の経済的価値およびわが国の建設技術および機械への認識の改善に役立つこと等の見地から積極的な態度をもって臨むこととし、昭和38年9月に予備調査団を派遣した結果、39年度に道路建設技術訓練センター設置の予算を計上した。この決定に基づき、さらに39年5月下旬実施調査団を派遣し、バンコック南方約700軒のソンクラ市にセンターを設置することに決定、同年11月6日正式に協定が調印された。

本センターの目的は、道路の設計、建設、維持ならびに道路建設に利用される機械および操作につき、タイ国人技術者に訓練と指導を与えることにあるが、これをサムロン、ナタウィー間約60軒の道路を利用、訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色がある。このため本センターでは、建設機械の運転とその修理、整備に関する訓練を各々のコースに分けて行ない、高等学校卒業程度の訓練生に対して、各種建設機械を運転し、実際の道路建設にその技量を十分活用しうる技術者につくりあげるとともに、これら機械の基礎的理論と実際に習熟した人材を養成することを主眼としている。

本センターに対するわが国よりの供与機材は、当初は11,673万円であったが39年度に3,500万円および40年度5,000万円の追加予算を計上し、ブルドーザー、モーターグレーダー、ロードスタビライザー、パワーショベル、ダンプトラック等総額20,173万円に達している。他方要員も理事長以下10名の専門家が40年2月に赴任し、40年4月16日にはタノム首相以下、日・タイ両国関係者多数

出席のもとに開所式が挙行され、本センターの業務が開始された。

本センターは、実際に道路を建設しながら訓練を実施している関係上、組織的訓練の実施は種々の困難を伴うが、訓練を施したものは開所以来16名、重機オペレーター62名、フィッター20名、ダンプトラック運転手26名である。

現在タイ国では政府の建設機械輸入規格にわが国の製品が認められていないが、本センターの設置によってタイ側ではこれが検討課題にのぼっている。その他世銀借款による道路建設の入札に初めて日本業者が参加し、これを落札したほか、西ドイツの借款による鉄道建設にも日本業者が落札している。その他同国に設置されるニュージーランドの援助による道路建設センターの機械の入札にも、日本の業者の参加が認められる等、わが国建設機械および建設業者の進出に明るい前途が期待される。

9. フィリピン小規模工業技術訓練センター

フィリピン政府は、従来生産技術、機構等の後進性、技術者の不足等の理由により、必ずしも十分に利用されていなかった豊富な国内の天然資源を利用、加工して中小企業を急速に振興させるため、昭和37年政府機構を改組して、家内工業開発庁（NACIDA）を商工省所管のもとに創設した。この NACIDA は新技術と設備とを外国より導入して、小規模工業技術訓練センターを設立し、各種職業技術を指導訓練して技術者ならびに小規模工業経営者の育成をはかる方針を決め、これが推進、実現のため、日本政府に対し、小規模工業技術訓練センターの設置について技術協力を要請してきた。よって40年3月に予備調査団を派遣し、この調査結果に基づき、小規模工業技術訓練センター設置の方針をきめ、さらに、40年11月4名の実施調査団を派遣し、フィリピン側との話し合いを行なうとともに、現地調査を行なった。この結果、本センターは小規模工業経営者および技術者の人材養成をはかり、フィリピンの経済開発に寄与すべく、訓練職種として、鍛造および小型機械部品製造、窯業、繊維加工および製織、竹細工および籐細工、木工の5職種を採りあげることとなった。訓練

方法としては、これら職種のほかリサーチおよびコンサルテーションを加え、併せて6部門とし、(a)技術者訓練コース、(b)経営者訓練コースおよび、(c) NACIDA の指導員訓練コースの3つのコースによって実施していく予定である。目下本センター設置に必要な諸準備を進めているが、比側の準備が遅延している。わが方として、本センター設置協定の早期調印をはかるため、目下現地大使館を通じ、比側と協定案について交渉中で、他方フィリピン側の負担する土地、建物および運営に必要な予算についてもその確保について督促中である。

10. 東パキスタン農業機械化訓練センター

昭和33年1月戸刈東大教授一行による調査の結果、始めて農業センター設置の構想が取上げられたが、その後パキスタン政府からセンター設置の強い要請があった。よって34年7月実施調査団を派遣し、調査した結果、東パキスタンのダッカに農業訓練センターを設置することに決定、35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側より総額3,639万円におよぶ農機具、修理用工作機械、実験用器具、気象観測用器具、圃場測量器具等は無償供与するとともに、理事長以下6名の技術専門家を派遣し、35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは、各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を施し、これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術を普及すると同時に、パキスタンにおいて、農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものである。その訓練は1年を2期とし、1期約40名により行ない、水稻栽培を中心に、土壌肥料、作物栽培、農機具、病虫害の各部門で発足したが、昭和37年度に園芸部門を増設し、専門家1名を派遣するとともに、所要機材436万円を購送、追加供与した。

本センターの当初の協定期限は38年7月であったが、パキスタン側の要請をいれてこれを2年延長し、40年7月29日をもって協定に基づく協力期間を終了した。これに伴い、7名のセンター要員はそれぞれ任期を終了帰国したが、開

所以来5年間で9期の訓練を終了し、訓練終了者の数は合計318名に達し、これらの人々はそれぞれ所属の地区に戻って、習得した技術の指導普及につとめている。一方パキスタン側は、わが国の協力期間後については本センターを農業機械化訓練センターに改組し、引続き運営していくこととなり、日本側の協力の継続を要請してきたので、日本側ではチーフアドバイザー、稲作、農機具、栽培および園芸の各部門の専門家4名を40年11月コロンボ計画により派遣し、引続き協力している。

なお、本農業機械化訓練センターの目的は、今後東パキスタンにおける農業機械化の進行に伴い、必要となる農機具技術者の養成をはかることにあり、政府職員ならびに農村青年を対象として41年2月より32名の訓練生を募り3カ月間のコースでさらに訓練を行なっている。

11. タイ電気通信訓練センター

昭和34年8月に実施調査団を派遣し、タイ側との交渉と調査を行なった結果、バンコック北郊12Kmのノンブリに技術訓練センターを設置することに決定し、翌昭和35年8月24日に協定が正式調印された。この協定に基づき、わが国より電話交換関係機器等総額6,832万円におよぶ機材を無償供与するとともに、技術指導要員として理事長以下7名を派遣して、36年2月に本センターの開設をみた。

本センターの訓練は、電気通信施設の設置、操作および保守の分野でタイ人研修員の養成を目的とし、タイ国電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生を対象として、電話交換、搬送電話、マイクロウェーブ、電信無線通信、テレビ放送、ラジオ放送の部門について訓練を行なっている。その訓練コースは、初級電気通信技術者の養成のための普通科と既成技術者のレベルアップのための専修科に分かれている。普通科は、当初1年コースとして訓練を始めたが、その後タイ側の要請により昭和38年に制度を改め Technical Institute に準ずるものとして、3カ年コースとして再出発した。また、専修科は当初1

期3カ月コースとして実施したが、昭和39年より専門知識をさらに高度ならしめるため、1期4カ月コースとして実施している。なお、この間昭和37年度拡充強化のため998万円の追加機材の購送補充を行なった。

本センターは、昭和38年8月をもって当初の協定期間を終了したが、タイ側の要請により、協定を2カ年間延長するとともに、Radio, TV部門を増設して、2,644万円にのぼる機材を供与し、併せて専門家2名を追加派遣した。一方タイ政府も、このわが国の協力に対応して、センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建ての施設を昭和39年に建築した。

本センターは、昭和40年8月をもって協定期限を終了したが、タイ側の引継態勢が整わず、このためタイ側の要請に応じて協定終了後も引続き協力を継続することとなり、40年7月にコロンボ計画により、専門家6名を派遣した。また新校舎完成に伴う施設の移送工事のため、据付技術者2名をコロンボ計画により41年3月に派遣し、移送工事实施中である。なおタイ側の引継体制促進のため、本センターの卒業生4名を教官として養成すべく40年10月以来本邦に受入研修中である。

本センターは、開所以来昭和41年3月まで5年余を経過し、この間、普通科では3年コース第2期の訓練を終了して、開所以来の訓練生の合計は147名の多きを数え、3カ年コースになってからの卒業生の就職状況は、タイ電話公社44名、郵電庁6名、国鉄4名、タイTV4名等毎年略100%の就職率をあげており、電話公社の場合その合格率は他の倍以上に、しかも成績の上位をしめている等、本センターの成果は愈々高まりつつある。また専修科は年2期、計7期の訓練を終え、その訓練終了者の数は361名にのぼった。

12. セイロン漁業訓練センター

セイロンは、四面を海に囲まれた島国でありながら、漁業の発達が前時代的であるため、同国の消費水産物の過半を輸入に依存している実情である。このため、わが国は、昭和33年水産調査団が、水産振興10カ年計画について勧告書

を提出した経緯もあり、漁業に関する技術訓練センターの設置を提案したところ、セイロン側もこれに強い賛意を示したので、35年2月実施調査団を派遣し、コロンボ北方約30Kmのネガンボ市に漁業訓練センターを設置することに決定、36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対してわが国よりは、総額2,932万円におよぶ漁業実習用機材、実習船1隻、底曳船型実習船装備一式、機関実習用機材、教材等を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣し、昭和37年10月仮開所し、訓練を開始した。なおわが国では開所後も昭和38年度に240万円および昭和40年度に80万円の機材を追加供与し、センターの強化を行なった。

本センターの訓練は漁撈科および機関科の二部門に分れ、漁撈科は新漁具、漁法および機械化船の取扱い、操縦法の訓練教育を6カ月1期のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱いおよび軽易な故障の修理技術の訓練教育をセイロンの漁民および漁民の指導者を対象として、1年1期のコースで行なっている。

なお、セイロン政府は将来、漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移したい方針であるが、漁船建造能力等より、急速な漁業政策の転換は考えられぬことであり、他方、現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術の普及は今後とも欠かし得ぬことであるので、本センターとしてはこれまでの訓練機構をそのまま残し、沿岸漁業を主体とする訓練を継続している。

本センターは、40年9月19日をもって協定に基づく協力期間を終了し、その運営はセイロン側に引継がれることとなったが、セイロン側の態勢が整わず、引続きわが国の協力を要請してきたので、コロンボ計画により漁撈科2名、機関科1名の専門家を昭和40年10月に派遣して引続き訓練指導等の協力を行なっている。

現在、漁撈科第8期生、機関科第4期生の訓練を実施中であり、これまでの訓練修了者数は漁撈科98名、機関科29名、計127名にのぼっている。